

公益財団法人

日本バウンドテニス協会

公認審判員資格認定審査規程

公益財団法人 日本バウンドテニス協会 公認審判員資格認定審査規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下本会と称する）がバウンドテニスの正しい審判法の確立と審判技術の向上を図るために設ける公認審判員の資格認定に関し、必要な事項を定める。

(公認審判員)

第2条 公認審判員は、審判員・上級審判員・公認指導員資格を包括したコーチの3階級とし、次の役割を担う。

(1) 審判員

地域のバウンドテニスのグループ、クラブ等を対象に、バウンドテニスの正しい競技規則および審判法の指導を行い、バウンドテニスの普及に努める。

また、各種バウンドテニス大会における審判員としてその任にあたる。

(2) 上級審判員

本会および各都道府県バウンドテニス協会（以下都道府県協会という）が行うバウンドテニス普及活動の中核となってバウンドテニスの審判技術の指導を行い、また審判員の養成および育成にあたる。

また、全日本および各ブロックのバウンドテニス選手権大会その他各地域にて開催される主要なバウンドテニス大会等において、大会運営を円滑に行うための高度な審判技術を身につけ、その任にあたる。

(3) コーチ

本会および各都道府県協会の活動方針に沿ってバウンドテニスの普及活動および技術指導を行い、本会の事業目的達成に努める。

また、バウンドテニスの競技・審判技術ならびに指導員・上級指導員・審判員・上級審判員の養成および育成について高度な指導を行うとともに、新たな技術の研究開発にあたる。

(資格の認定)

第3条 公認審判員の資格認定審査は、公認資格認定試験開催規程に基づく認定試験により判定し、本会会長が認定する。

第2章 資格認定審査基準

(資格認定審査基準)

第4条 公認審判員の各階級ごとの資格認定審査基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 審判員

- ①満15歳以上であること。
- ②本会または都道府県協会の推薦を受けること。
- ③本会または都道府県協会の開催する講習会を受講し、所定の認定試験に合格すること。

(2) 上級審判員

- ①満25歳以上であること。
- ②本会または都道府県協会の推薦を受けること。
- ③審判員資格取得後3年以上の指導経験を有すること。ただし、本会が特に認めた者については、経験年数を問わない。
- ④各都道府県協会が主催する都道府県大会規模以上のバウンドテニス大会に審判員として3回以上参加していること。
- ⑤本会が開催する講習会、研修会等を受講し、所定の認定試験に合格すること。

第3章 受験申請

(受験申請)

第5条 公認審判員資格の認定試験の受験を希望する者は、募集要項に従い、認定試験を実施する都道府県協会に次の申込書を提出しなければならない。

- (1) 公認(審判員)受験申込書
- (2) 公認(上級審判員)受験申込書

(申請手続き)

第6条 都道府県協会は、受理した公認審判員資格受験申込書を種類ごとに次のとおり提出する。

- (1) 審判員
本会または地区審査会
- (2) 上級審判員
本会

第4章 資格認定審査

(認定試験)

第7条 認定試験は、公認資格認定試験開催規程に従い開催される。

2. 認定試験は、実技試験・筆記試験により構成される。

3. 認定試験の受験に際しては、公認指導員・公認審判員必携書を携帯しなければならない。

(審査手続き)

第8条 認定試験を実施した都道府県協会または本会指導委員会は、認定試験終了後10日以内に、次の各号に定めるものを本会事務局に提出する。

(1) 審判員

- ①受験者名簿
- ②地区審査会における認定試験合否判定名簿
- ③本会が必要と認めた場合は、実技試験採点表・筆記試験問題用紙・筆記試験解答用紙

(2) 上級審判員

- ①受験者名簿
- ②実技試験採点表
- ③筆記試験問題用紙
- ④筆記試験解答用紙

(資格認定要件)

第9条 公認審判員の資格認定要件は次のとおりとする。

- (1) 審判員については、第4条第1号の条件をすべて満たすこと。
- (2) 上級審判員については、第4条第2号の条件をすべて満たすこと。

(資格認定通知)

第10条 本会において資格認定された者に対しては合格証を交付し、都道府県協会が通知する。

第5章 資格取得

(資格取得申請)

第11条 公認審判員資格認定を受けた者がその資格を取得するためには、都道府県協会に対し、次の各号に定める申請書の提出および納付金の納付を行わなければならない。

(1) 審判員

- ①公認(審判員)登録申請書
- ②公認料
- ③登録料(3年分)
- ④公認資格徽章(バッジ)料

(2) 上級審判員

- ①公認(上級審判員)登録申請書
- ②公認料
- ③公認資格徽章(バッジ)料

(申請手続き)

第12条 都道府県協会は、前条の申請書および納付金を取りまとめ、認定通知後2か月以内に、次の各号に定めるものを本会に提出し、資格取得を申請する。

(1) 審判員

- ①公認(審判員)登録申請書
- ②公認(審判員)登録者名簿
- ③公認料
- ④登録料(3年分)
- ⑤公認資格徽章(バッジ)料

(2) 上級審判員

- ①公認(上級審判員)登録申請書
- ②公認(上級審判員)登録者名簿
- ③公認料
- ④公認資格徽章(バッジ)料

(公認資格登録証・公認資格記章交付)

第13条 前二条の手続きを完了した者に対しては、各階級ごとの公認審判員証および公認資格徽章を交付する。

第6章 登録および更新

(登録)

第14条 公認審判員の登録期日の基準は、次のとおりとする。

- (1) 登録月日は、毎年4月1日と10月1日の年2回とする。
- (2) 登録月日の区分は、4月1日から9月30日までに認定試験がなされたものについては4月1日付とし、10月1日から翌年3月31日までに認定試験がなされたものについては10月1日付とする。
- (3) 登録有効期間は3年間とする。

(更新)

第15条 公認審判員の登録更新手続きは次のとおりとし、都道府県協会が取りまとめ、本会に申請する。

- (1) 登録の更新は、登録有効期限3か月前からその申請を受理する。
- (2) 更新手続きの猶予期間は、登録有効期限日から3か月以内とするが、その手続き申請書には遅延の理由書を添付しなければならない。
- (3) 登録更新の申請に際しては、次に定める申請書の提出および納付金の納付を行う。
 - ①各階級別の公認審判員登録更新者名簿
 - ②登録料(3年分)

第7章 資格喪失

(資格喪失)

第16条 公認審判員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 本会が失格を相当と認めたとき。
- (2) 各都道府県協会において失格を相当と認め、本会に報告がなされたうえで、本会がこれを承認したとき。
- (3) 登録を失効したとき。

第8章 納付金

(受験・公認・登録料)

第17条 認定試験受験料ならびに公認料および登録料は、下表のとおりとする。

| 区分 \ 名称 | 審判員 | 上級審判員 | コーチ |
|----------|------------|--------|------------|
| 受験料 | 3,300円 | 5,500円 | 11,000円 |
| 公認料 | 3,300円 | 3,300円 | 3,300円 |
| 新規・更新登録料 | 3,850円/3年分 | | 7,150円/3年分 |

2. 登録料は、各級審判員ともに3年間分をまとめて納付する。

(公認資格徽章(バッジ)料)

第18条 公認資格徽章(バッジ)料は、下表のとおりとする。

| 級 | 審判員 | 上級審判員 | コーチ |
|-----|--------|--------|--------|
| 徽章料 | 1,650円 | 2,750円 | 6,600円 |

第9章 補則

(その他)

第19条 この規程に定めのない事項については、理事会で定める。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿 革

| | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 昭和62年 | 5月 | 1日 | 制定 |
| 昭和63年 | 9月 | 1日 | 改定 |
| 平成5年 | 2月 | 1日 | 改定 |
| 平成12年 | 11月 | 1日 | 改定 |
| 平成15年 | 1月 | 1日 | 改定 |
| 平成22年 | 6月 | 19日 | 改定 |
| 平成23年 | 3月 | 12日 | 改定 |
| 平成27年 | 3月 | 14日 | 改定 |
| 平成27年 | 11月 | 29日 | 改定 |
| 令和5年 | 7月 | 3日 | 改定 |

